避難先から居住制限区域(浪江町)の自宅に帰還して生活していた申立人について、国により実施された自宅及びその周辺の除染に未実施部分があって放射線量が高いままとなっており、再度の除染を自治体に依頼したが実施されなかったため、申立人が業者に依頼し、令和2年10月頃に実施した自宅敷地の舗装除染工事費用のうち、実施された除染工事の内容を踏まえ、その5割相当額が賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばな いことを相互に確認する。

記

損害項目

除染費用

期間

令和2年10月1日から同年10月31日まで

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、合計131万0000円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立 人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対し て別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 除染費用の重複請求を行なわない旨の合意

申立人は、被申立人に対し、第1項記載の損害項目(除染費用)に関し、 第2項記載の金員の範囲については、交付金、助成金、その他名目の如何を 問わず、重ねて国や地方自治体等に対する請求を行なわないことを約する。 第7 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人が第1項記載の損害項目(除染費用)について被申立 人から支払を受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体 等に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な 範囲内で提供することができる。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 令和3年6月21日

(仲介委員 板橋 愛子)